

医療法人 雄人会 三川内病院 行動計画

すべての従業員が仕事と子育ておよび介護を両立させることができ、従業員全員が働きやすく長く勤められる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年3月1日～ 令和8年3月31日までの3年間1ヶ月

2. 内容

目標1：育児休業・雇用保険法に基づく育児休業給付、労働保険法に基づく産前産後休暇など諸制度の周知。

<対策>

- 令和5年3月～ 対象従業員および今後予定がある就業員への諸制度や労働基準法に基づく産前産後休業制度の周知を行う。職場のハラスメントについても周知を行う。
- 令和5年4月～ 各種制度の周知文書の配布、各種制度に改正があった場合は、その都度、周知文書の配布を行う。
- 令和5年4月～ 担当職員の労務制度等研修会への積極的な参加を促す。

目標2：年次有給休暇取得率を50%以上とする。

<対策>

- 令和5年4月～ 従業員本人の配偶者や親、子供の急病等の場合に1日又は半日単位で後日申請の有給休暇を取得できる制度を導入する。
- 令和5年4月～ 従業員全員に年次有給休暇取得促進のため、年1回個別の取得状況および残日数をお知らせする。